

介護報酬 自己点検表【福祉用具貸与費】

R7 一部改正

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算 (令和9年3月31日まで経過措置)	1 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底して いない	☐ 該当	
	2 高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
	3 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施してい ない	☐ 該当	
	4 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置 いていない	☐ 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福 祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の 体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計 画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措 置を講じていない	☐ 該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	開始日の属する月	☐ 該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月あたりの実利用者が15人以下	☐ 該当	
	開始日の属する月	☐ 該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	開始日の属する月	☐ 該当	
軽度者に係る貸与費	利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者	☐ 該当	
	基本調査結果の確認に用いた文書等の保存	☐ 該当	